

千葉市出産・子育て応援プラン事業実施要綱

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
 - 第2章 伴走型相談支援事業（第4条－第22条）
 - 第3章 出産・子育て応援給付金事業（第23条－第33条）
 - 第4章 雑則（第34条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、千葉市出産・子育て応援プラン事業（以下「本事業」という。）について必要な事項を定めることにより、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して寄り添い身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯等に対する経済的支援としての給付金の支給を一体の事業として行うことを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、次に定めるとおりとする。

- （1）本市 千葉市をいう。
- （2）子育て世帯 0歳から2歳の乳幼児を養育する世帯をいう。
- （3）養育者 出生した児を養育する者をいう。
- （4）妊娠後期 妊娠8か月頃をいう。
- （5）面談等 専門職員により妊婦や子、養育者に対して行う心身の健康及び生活状況の確認や保健指導をいう。
- （6）里帰り 妊娠後期から産前・産後まで、住民票を異動させずに妊婦の実家等へ滞在すること。

（事業内容）

第3条 本事業の区分は以下のとおりとし、区分ごとの事業内容については章ごとに定める。

- （1）伴走型相談支援事業
- （2）出産・子育て応援プラン給付金事業

第2章 伴走型相談支援事業

（対象者）

第4条 伴走型相談支援事業の対象者は、全ての妊婦及び子育て世帯とする。

（実施体制）

第5条 伴走型相談支援事業は、各区の母子健康包括支援センター（以下「センター」という。）に面談等の担当職員（以下「担当職員」という。）を配置し、実施するものとする。

（職員の要件および配置）

第6条 担当職員は、センターに所属する保健師、助産師等の専門職の職員とする。また、担当職員とは別に、面談等の実施の補助又はその他の各種の周辺事務を行う職員を配置することができる。

(面談等の実施時期)

第7条 担当職員は、次の各号に掲げる時期に、出産や子育ての見通しを立てるための面談等や情報発信、相談等を実施するものとする。

- (1) 妊娠の届出時
- (2) 妊娠後期
- (3) 出生後

(面談等の実施方法)

第8条 面談等の実施方法は、顔の見える関係づくり等の観点から、来庁での対面による面談又はオンラインの画面上での対面による面談(以下「対面面談」という。)とする。

ただし、対象者が対面面談を行うことができないやむを得ない事情がある場合や、本市が適当であると認める場合、対面面談に代わり、居宅訪問などのアウトリーチによる面談を実施する。また、アウトリーチによる面談も困難な場合には、電話により実施することとする。

(妊娠の届出時の面談対象者)

第9条 妊娠の届出時の面談対象者は、妊娠の届出をした妊婦とする。

(妊娠の届出時の面談等実施日)

第10条 妊娠の届出時の面談等実施日は、妊婦と一緒に妊娠期の過ごし方など出産までの見通しを立て、必要な支援に早期につなげるという本面談の趣旨に鑑み、できる限り早い時期に実施するよう、原則、妊娠の届出を行った日とする。

ただし、当該届出の日を実施しなかった場合は、別途日程調整を行い、設定した日とする。

(妊娠の届出時の面談等実施内容)

第11条 センターの担当職員は、妊娠の届出をした妊婦に対し、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 妊娠届出時アンケートの実施
- (2) 千葉県母子健康包括支援センター事業実施要綱第5条第3号に定める支援プランの作成
- (3) 妊娠期から出産後の見通しや過ごし方、必要となる各種手続、利用できる支援サービスなど(全体像及び特に妊娠期の過ごし方等)の確認
- (4) 第3章に定める出産・子育て応援プラン給付金の案内
- (5) 把握した妊婦の状況等に応じ、産科医療機関等における妊婦健康診査の受診、母親&父親学級やその他必要な支援サービスの利用等の案内
- (6) その他必要な支援勧奨

(妊娠後期の面談等対象者)

第12条 妊娠後期の面談等対象者は、妊娠後期に実施するアンケート（以下「妊娠後期アンケート」という。）の回答内容により、面接等を希望する者及び妊婦の状況等から面談等が必要と本市が判断した者とする。

ただし、妊娠後期アンケートの送付時点で、流産及び死産したことを本市が把握した者を除く。

（妊娠後期の面談等実施日）

第13条 妊娠後期の面談等実施日は、妊娠後期を目安として日程調整を行い、設定した日とする。

（妊娠後期の面談等の実施内容）

第14条 担当職員は、妊娠後期の面談等対象者に対し、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- （1）妊婦の健康状態や家庭の状況等の確認
- （2）面談等により把握した妊婦の状況等に応じた産後ケア事業の予約その他必要な支援サービスの利用等の案内

（妊娠後期の面談等を希望しない者への対応）

第15条 担当職員は、面談等を希望しない妊婦に対し、提出された妊娠後期アンケートに記載された妊婦の状況等の情報に基づき、当該妊婦に支援が必要と判断した場合は、対面面談や電話等による相談を実施した上で、必要な支援に繋げることとする。

（出生後の面談等対象者）

第16条 出生後の面談対象者は、養育者とする。ただし、養育者に児の母が含まれる場合には、当該母と面談することを原則とする。

（出生後の面談等実施日）

第17条 出生後の面談等実施日は、原則として乳児家庭全戸訪問事業の実施期間である4か月児健診前までの間に日程調整し、設定した日とする。ただし、この期間にやむをえない事情により面談等を実施できなかった場合は、養育者に対する必要な支援を早期に繋げる観点から、できる限り早い時期に実施することとする。

（出生後の面談等実施内容）

第18条 担当職員は、出生後の面談対象者に対し、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- （1）新生児妊産婦訪問においては、エジンバラ産後うつ病質問票による質問の実施。
乳児家庭全戸訪問においては、2か月児訪問のアンケートの実施
- （2）出産後の見通しや過ごし方、必要となる各種手続、利用できる支援サービスなどの確認
- （3）面談等により把握した養育者の状況等に応じて産後ケア事業、一時預かり事業その他必要な支援サービスの利用の案内

(4) 面談等の対象者の同意に基づく、産後早期の支援のための産科医療機関への適切な情報共有

(5) 第3章に定める出産・子育て応援プラン給付金の案内

(里帰り中の者に対する支援)

第19条 本市に住民票のある対象者が出産前後に他市町村へ里帰りしている場合であっても、当該対象者に対する面談等は、本市が実施することを原則とするが、里帰り先の市町村に面談等の実施を依頼することも可能とする。この場合、本市は里帰り先の市町村と適切に連携を図り、面談等の相談記録を共有するなどにより、当該対象者の状況などを確認することとする。

2 面談等の相談記録は、市町村ごとの任意の様式とする。

(配慮が必要な面談等対象者への対応)

第20条 面談等の対象者のうち、流産又は死産した者及び対象児が死亡した者については、面談等の実施は不要とする。ただし、第3章に定める出産応援プラン給付金等の支給対象者への事業案内の郵送時に相談窓口やピアサポートを案内するなど、きめ細やかな配慮を行うこととする。なお、流産又は死産した者も、産後ケア事業や産婦健康診査事業等の対象となるとともに、妊娠12週を超えている場合には、出産育児一時金等の対象となることに留意することとする。

(関係機関との連携)

第21条 本市は、伴走型相談支援をより効率的・効果的に実施していくため、第3章に定める出産・子育て応援プラン給付金の支給に当たり取得する関係機関等との必要な情報の確認や共有に関する同意に基づき、必要に応じて関係機関とも面談等の相談記録を共有し、密に連携を図りながら本事業を実施することとする。

(面談等の相談記録の管理)

第22条 本市は、アンケートを含む面談等の相談記録を適切に管理する。

第3章 出産・子育て応援プラン給付金事業

(給付金の種類)

第23条 出産・子育て応援プラン給付金（以下「給付金」という。）は、次に掲げる種類とする。

(1) 出産応援プラン給付金（以下「出産給付金」という。）

(2) 子育て応援プラン給付金（以下「子育て給付金」という。）

(給付金の支給対象者)

第24条 伴走型相談支援事業が妊婦や子育て世帯へ確実に届くよう、給付金による経済的支援と伴走型相談支援は一体的に実施するため、給付金支給対象者が給付金を申請する際は面談等を受けるものとする。

2 出産給付金の支給対象者は、給付金の申請日時点で本市に住所を有する者のうち、

事業開始日以降に妊娠の届出を行った妊婦（産科医療機関等を受診し、妊娠の事実を確認した者又は妊娠していることが明らかである者に限る。）とする。

- 3 子育て給付金の支給対象者は、給付金の申請日時時点で本市に住所を有する児（子育て給付金の支給相当額の算定の基礎となる児をいう。以下「対象児」という。）を養育する者とする。ただし、同一の対象児に係る支給対象者が2人以上いる場合において、そのうち1人に対して子育て給付金が支給された場合、他の支給対象者に対する同一の対象児に係る子育て給付金は支給しない。
- 4 前項の規定にかかわらず、養育者が次のいずれかに該当する場合は、子育て給付金は支給しない。
 - (1) 児童手当法（昭和46年法律第73号）第4条第1項第4号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者
 - (2) 同号に規定する障害児入所施設等の設置者
 - (3) 法人

（実施責任）

第25条 出産給付金及び子育て給付金は、給付金申請時点で本市に住所を有する支給対象者に対して支給する。子育て給付金の申請前に対象児が死亡した場合は、支給対象者が本市に住所を有していて、対象児の死亡日において本市に居住していた場合に、支給を行うこととする。

また、給付金の支給対象者が里帰りしている場合は、当該支給対象者に対する面談等を里帰り先の市町村において実施した場合であっても、支給対象者が申請日時時点で本市に住所を有する場合は、支給対象者とする。この場合、本市は里帰り先の市町村と適切に連携を図り、面談等の実施状況などを確認することとする。

（給付金の支給額）

第26条 給付金の支給額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 出産給付金は、支給対象者の妊娠1回につき、5万円
- (2) 子育て給付金は、対象児1人につき、5万円

（給付金の申請）

第27条 給付金の支給を受けようとする者は、給付金の区分に応じて、本条各号に掲げる書類又は同様の項目を入力した千葉県電子申請サービスにより給付金を申請するものとする。

(1) 出産給付金

ア 出産応援プラン給付金申請書（様式第1号）

イ 母子健康手帳交付番号が確認できるもの（母子健康手帳又は母子健康手帳別冊の表紙の写し）又は公的身分証明証の写し等の本人確認書類

ウ 振込先口座情報が確認できるもの

(2) 子育て給付金

ア 子育て応援プラン給付金申請書（様式第2号）

イ 母子健康手帳交付番号が確認できるもの（母子健康手帳又は母子健康手帳別冊の表紙の写し）又は公的身分証明証の写し等の本人確認書類

ウ 振込先口座情報が確認できるもの

(出産給付金の申請時期)

第28条 出産給付金の申請は、妊娠中に行うものとし、原則として申請書または申請案内が対象者の手元に到達してから3か月以内に行うものとする。ただし、やむをえない事情があると認められ、当該期間に申請を行うことができなかつた場合は、当該やむを得ない事情が止んだ後3か月以内に申請を行うことができるものとする。

(子育て給付金の申請時期)

第29条 子育て給付金の申請は、原則として申請書または申請案内が対象者の手元に到達してから3か月以内に行うものとする。ただし、やむをえない事情があると認められ、当該期間に申請を行うことができなかつた場合は、当該やむを得ない事情が止んだ後3か月以内に申請を行うことができるものとする。この場合であっても、対象児童が1歳に達する日以後の最初の3月31日(令和6年3月31日まで)に1歳に達した児童の養育者は令和7年3月31日)以後は支給の申請はできないものとする。

(給付金申請の特例)

第30条 子育て給付金の申請前に対象児が死亡した場合、養育者は、第7条第3号に定める面談等を実施することなく、申請を行うことができるものとする。

(給付金の審査)

第31条 本市は、提出された申請書に基づき、審査を行う。審査を行うに当たり、妊娠の事実や対象児の養育の事実を確認するため、必要に応じて産科医療機関等関係機関と連携を行うこととする。

2 審査の結果、申請内容が適正であると判断された申請者に対し、給付金の種類に応じて支給決定通知書を交付する。

(1) 出産給付金

出産応援プラン給付金支給決定通知書(様式第3号)

(2) 子育て給付金

子育て応援プラン給付金支給決定通知書(様式第4号)

3 審査の結果、給付金の支給が認められないと判断された申請者に対し、給付金の種類に応じ、不支給決定通知書を交付する。

(1) 出産給付金

出産応援プラン給付金不支給決定通知書(様式第5号)

(2) 子育て給付金

子育て応援プラン給付金支給決定通知書(様式第6号)

4 審査の結果、申請書等の不備が判明し、本市が申請者への連絡に努めたにもかかわらず不備の補正が行われず、申請者の責に帰すべき事由により支給を決定できない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。

5 審査の結果、口座名義の変更など支給者対象者の責に帰すべき事由により口座振込が不能となった場合も、本市が申請者への連絡に努めたにもかかわらず不備の補正が行われず、申請者の責に帰すべき事由により支給できない場合は、当該申請は

取り下げられたものとみなす。

(給付金の支給方法)

第32条 給付金の支給は、申請者が指定した口座へ振り込むことにより行うものとする。ただし、申請者本人がやむを得ない理由により、銀行口座を利用できない特別な事情があると認められる場合は、現金支給により行うことができる。

現金による支給の際は、必要に応じて、公的身分証明証の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該者の本人確認を行うものとする。

(不適正な申請に対する対応)

第33条 本市は、給付金の支給後に、虚偽の申請等によって給付を受けていることを把握した場合は、本市が給付した金額の全額又は一部の返還を求めることとする。

2 本市は、面談等により前住所地等で給付金を受給したおそれがあると認められる場合は、前住所地等の自治体に協力を求め、受給の有無等を確認することにより、重複支給を防止する。

(その他)

第34条 この要綱に定めるものの他、千葉市出産・子育て応援プラン事業に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年3月1日から施行する。

(遡及適用)

2 第3章に定める出産・子育て応援プラン給付金は、令和4年4月1日以降に妊娠した妊婦及び同日以降に出生した対象児の養育者に対しても支給するものとする。この場合、第27条各号に掲げる書類に加え、市が別に定めるアンケートを添付することにより、第7条第1号及び第3号に規定する面談等を実施したものとみなすこととする。ただし、申請前に流産又は死産した場合及び対象児が死亡した場合は、これらアンケートの提出は不要とする。なお、これらアンケートの様式は別に定める。

(遡及適用の場合の申請書)

3 第27条の規定にかかわらず、子育て給付金の遡及適用の対象となった者は、出産応援プラン給付金申請書を提出することなく、子育て応援プラン給付金申請書を提出することにより、出産給付金の支給を受けることができる。なお、この場合において使用する子育て応援プラン給付金申請書は、様式第2号によらず、別に定める。

(遡及適用の場合の申請期間)

4 第28条の規定にかかわらず、出産給付金及び子育て給付金の遡及適用の対象となった者の申請期間は、令和6年2月29日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。